

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後四時一分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。白石洋一君。

○白石委員 希望の党の白石洋一です。引き続きよろしくお願いします。

お手元に資料も届けさせていたいております。まず、介護の個人負担の限度設定についてなんです。今、介護の自己負担の上限制度というのは、一つ大きな区切りとして課税世帯で幾らなのかということなんですけれども、月額幾らでしょうか。これは恐縮ですけれども、大事な数字なので、大臣、お願いします。

○加藤国務大臣 高額介護サービス費の上限については、市町村民税が課されている世帯の負担上限額は、全国一律で月額四万四千四百円となっております。

○白石委員 この四万四千四百円というのが非常に大事な数字であります。

私のこの問題提起というのは、これが本当に正

しいのか、あるいは応能負担の色合いを累進的にもっとつけるべきじゃないかということが問題提起なんです。

例えば、健康保険制度というのは自己負担について上限があります。その上限の月額が、長期は基本四万四千四百円になっております。これに介護制度も合わせたという事情があると思いますけれども、介護の自己負担も昨年の八月からこれに合わせた、合わせたというのは引き上げられたということなんです。

今、現場でどういうことが起こっているかというと、低収入、あるいは、介護を受けるわけですから、年金生活者、低年金の方々は、自己負担金が払えなくて、一割ですけれども、一割の自己負担金が払えなくて、本来ならば要介護度からして受けられるべき介護サービスを受けられない状況がある一方で、高収入、高年金の方は、ここでは介護認定は必要ですけれども、受けられた認定のもと介護サービスをどんどん使って、フルに使って、そのことによって、介護サービスというのはやはり限界があります、貴重なものです、それを使うことによって、利用を押し出してしまうところがある、これが一つ。

もう一つは、そのことによって、所得の高い人が、自己負担金一割であっても、あるいは二割、あるいはこれからは三割であったとしても、この四万四千四百円で抑えられているがゆえに、自己負担のところは介護財政に入っていない。そのことによって、介護保険料が上がっているわけですね。介護保険料が上がって、そして、先ほど申し

上げた低年金、低収入の方々に、より高い介護保険料を支払わさせている。

つまり、低収入の方にとつていえば、自分が使わない高い介護保険料を支払わされているのに、介護サービスは受けられない、自制によって受けられない、経済的理由によって受けられない、こういう状況になっていると思うんです。

そのことを踏まえて質問するんですけれども、まず、そもそも、このお手元にある資料にありませんように、左側が自己負担の上限額のマトリクスです。これは愛媛県の新居浜市の場合ですけれども、これは基本的に全国同様だと思うんですね。この所得段階、そして所得段階別上限額はどのように決まったのか、政府の方、お願いします。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

まず、高額介護サービス費の自己負担の上限額でございますけれども、市町村民税課税世帯につきましては、先ほど大臣から申し上げましたとおり、月約四万四千四百円、それから、市町村民税非課税世帯につきましては月額二万四千六百円、また、そのうち年金収入が八十万円以下の方などにつきましては月額一万五千円と設定されております。

この所得段階、あるいは所得段階別の上限額の考え方でございますけれども、家計への影響を考慮して定めるといって考え方になっておりまして、具体的には、先生御指摘のとおり、医療保険における高額療養費の所得区分、あるいは負担上限額を参考にしながら設定しているところがございます。

○白石委員 その根拠のところ、参考にしながら設定していることなんですけれども、そこが聞きたいんですね。

つまり、これによって相当に介護制度については逆進性が強いものになっている。つまり、所得が高い人にとっては介護サービスにかかるお金と低いのは非常に割合が低いのに対して、所得の低い、低収入の人についてはより負担が重い、割合が高いということになっているんですね。

特に問題視するのは、課税世帯以上の方々について全て一律ということになっていることなんです。例えば、自己負担じゃなくて、介護保険料であれば、相当細かく設定しているんですね。それはお手元の資料の②の介護保険料の六十五歳以上のマトリックスなんですけれども、これでいうと、第五段階がちょうど境目になっている、そこから上、本人課税となると、第六段階から第十一段階まで五段階分けられていて、上の方は相応に負担をお願いしている、一・八五倍まで負担をお願いしている、ちゃんと払ってもらっている、滞納者も少ないということなんです。一方、本人非課税世帯から下のところは、最初、〇・四五倍というふうにして、それ相応に、応能負担的にしているわけです。

ところが、どうして自己負担の上限額については非常に大きっぱなのかということ、そこをもうちょっと、参考にしながらというところを教えてください。

○濱谷政府参考人 具体的な設定については、さまざまな経緯を経てこうなっているわけでございます

ますけれども、基本的な考え方といたしましては、保険料につきましては、基本的な負担能力に応じて設定する、一方で、給付につきましては、保険料を納めていただいていますので、ある意味、平等に給付するというような基本的な考え方がもとでございます。

その中で、経緯といたしましては、そうはいいまして、所得が多い方につきましては一定程度の負担を高額介護サービスについてもしていただくということ、現役並み所得者の方々につきましては四万四千四百円といった区分を設定したという経緯がございます。

また、その中で、今回の改正につきましては、そういう意味では、一定の負担能力のある方については、ある意味、一定の負担を御負担いただくということ、一般の方につきましては四万四千四百円といった負担を御負担いただくといった改正をしたところでございます。

そういう意味では、ある意味、給付段階で、給付の平等ということと負担能力に応じた負担ということにつきましてどういった組合せをするのかということにつきまして、これまでいろんな考え方のもとに設定してまいったというようなことでございます。

○白石委員 ちょっとまだ腑には落ちていないんですけれども、先ほどおっしゃった自己負担の金額は、ことしの八月から、現役並み世帯、現役並みの所得のある方については三割負担をお願いすると。でも、現役並み所得がある人についても、月額四万四千四百円の上限がかかっていたら、ち

よつと語弊がありますけれども、せつかく三割負担してくださいと言っても、実際は四万四千四百円、前年どおりということになって、財源効果はないということになるんじゃないでしょうか。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

そういう意味では、高い給付を受けている方々につきましては、おっしゃるとおり、上限に引っかけますので、財政効果はないということになります。一方で、そこまで、給付が少ない場合、方々につきましては、三割負担で、上限、いわば財政効果があるわけでございますので、御指摘のとおり、財政効果が縮小するという意味ではおっしゃるとおりでございますけれども、三割負担によりまして一定の財政効果はあるということも事実でございます。

○白石委員 それで、大臣、提案なんですけれども、所得の高い方々については応能負担を求めて、その原資でもって、今の市民税課税世帯でも低い限度額を設けることができる。そして、その非課税世帯からまた更に所得の低い方については、更に低い上限額を設定することができます。その財源に持つてくることのできるんです。所得の高い人については、四万四千四百円じゃなくて、五万円なり十万円なり十五万円なり、もっと階層を分けて、介護保険料だつて一・八五倍までお願いしているわけです。そのようにしてそれを財源にして、一般世帯四万四千四百円を引き下げる。そして、それよりも更に下の方については低い上限額を設けることができる。そのような検討をされてはと思うんですけれども、御所見をお願いします。

○加藤国務大臣 委員の、今、高額介護サービス費について、特に医療と比べて、医療はかなり、もう少し上の区分があるじゃないか、こういう御指摘だと思います。

これまでも何度か、この負担額を引き上げるということをやらせていただいているところでありますが、これを更に引き上げていくということについて、逆に、今先ほどおっしゃった、ことしの八月から三割負担になっていくわけでありませけれども、そのときに、上限額はともかくとして、実際、そうした高所得者の方がどのぐらい負担をするのか等、やはりそうしたところを見ていく必要があるんじゃないかと思えます。

そこがかなり、この今の上限があるために、三割負担したものが増収につながっていないのか、あるいはどうなのか、それによつての対応というのも出てくるんじゃないかと思えますので、別に私ども、否定するつもりもありませんけれども、余り効果がないときにまた上げてという手続をするかどうかということ等々、総合的な判断をさせていただきます必要があるんじゃないかと思えます。

○白石委員 大臣、上限額を上げるとは私には言っていないんです。倍率を所得の高い人についてはちゃんと設けて高い上限額にしてもらう。そのことによつて標準的な、先ほど一番最初に答えていただいた四万四千四百円を引き下げることができるとは思いません。

○加藤国務大臣 済みません。私の意味も、今の四万四千四百円の層の、上のところを切り上げる、そこだけをまた上げる、そういう御提案だという

ふうに受け取っていますので、今申し上げたように、そこは一つの検討材料ではあると思えます。

ただ、今申し上げたように、そこを上げたときに実際どのぐらい財政効果があるのかなどなどについては、しっかりと見きわめていく必要があるだろうと思えます。

○白石委員 ぜひ検討をお願いします。介護保険料では、この右のマトリックスのようにやっているわけです。

次のテーマに移ります。年金です。年金については、まず一つ目は、これは一番最初の厚生労働委員会でも申し上げたんですけれども、私、ずっと歩いていて、年配の方がやはり一番関心があるのは年金です。年金をもう下げないでほしい、これは必ず言われます。若い人も、何はともあれ、とにかく年金だけしっかりやってみてくれということですね。あるいは、全然諦めているからもう期待しない。この二つに一つ、どちらかです、若い方は。

これだけ年金について、もうこれでは生活できないという声が大い割には、私、国会に戻ってきて、政府の検討、本格的にされていないんじゃないかなというふうに感じるわけです。どうしてかな、声が形になっていないからかな、その声で、数字で、統計で示す必要があるんじゃないかと。

で、まず一問目なんですけれども、年金の手取りベースのデータはあるわけです。今ちよつとデータで問題になっていますけれども、年金があつて、そこから介護保険料、そして七十五歳以上の方は後期高齢者医療保険料を引いて、さらには、

けさもやっていますけれども、人によつては源泉徴収をしてお支払いする、これを日本年金機構はやっているわけです。データがあるわけです。

もうこれはデジタルであるわけです。アナログじゃない、紙のベースじゃない、デジタルでデータとしてあるわけです。これをリアルな実態統計として使えるんじゃないか。これだけしか毎月もらっていない人がこれだけいるんだ、過去から比べてどうなっているのか、リアルな生活実態調査となると思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今委員御指摘のように、年金からは、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療制度の保険料、個人住民税が特別徴収されているところがございます。そして、その特別徴収された後の手取りが年金として支払われるということでありまして、日本年金機構においては、個々の受給者における支払い額、今回ちよつとそこに問題があつたわけでありませけれども、個々にデータを持っておりませが、ただ、もともと、それ自体を統計データとして使うという発想がありませんから、システムとしては、データはありませけれども、それをつくり出してきて集計するというシステムにはませないということでもあります。

また、他方で、特別徴収者の対象は、もう御承知のように、当該年の四月一日現在において六十五歳以上であること、また、当該年の四月一日現在において特別徴収の対象年の支払い額が年額十八万円以上であるということ、その中には、特

別徴収されている人と、今言った条件に当たらないために、されていない方も混在をしておりますので、そこから一種の統計データとして有意なものを取り出せるのかという課題があるというふうに思います。

また、他方で、委員の御指摘、多分、そういった実質で物を考えていくべきじゃないかということと、そこに委員の問題意識があるんだろうと思います。そこにおいては、家計調査や全国消費実態調査によって、年金を含むさまざまな収入、また、税、社会保険料といった非消費支出を含むさまざまな支出の実態を把握することが可能でありますから、統計データという意味においては、こうしたデータを活用して国民の生活実態を把握し、政策議論につなげていくことが大事なんだろうというふうに思います。

○白石委員 もちろん、今の年金データにはノイズがある、差し引いて考えないと、それを解釈しないといけない部分があるのは当然です。でも、これは四千万件あるわけですね。

先ほど本会議で言っていた消費実態調査というのは、五万件程度からやる。岡本議員がおっしゃっていた、生活に困窮している人は書きもできないんじゃないかと。同様のことがやはり高齢者についてとも言えると思うんです。よく字が読めないから書けない。そこに、困窮している高齢者の実態がちゃんと反映できているかどうかというのと、私は疑問だと思います。それも、むしろ四千万件ある年金データの方がずっとリアルな実態をあらわすんじゃないかなというふうに思うわけですね。

もちろん、家計調査、そして消費実態調査、そして今の年金データ、フローのもので、ですから、別途どれだけストックがあるか、金融資産を持つているか、これはまだわからない、それも差し引いて考えないといけない、分析しないといけないにせよ、フローのデータとしては、年金の手取りベースの支払い、給付のデータ、これを分析することが一番だと思うんですね。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げたかったことは、まさに、今は、集計できるようになっていれば集計するというのは確かにあるのかもしれないですが、集計できないデータ、システムにすることに対してそれなりに費用がかかるわけでありまして、そうすると、その集計した結果がどれだけ統計データとして有意なものかということもよく考えていかなきゃいけないだろうという意味で申し上げたところでございます。

○白石委員 目的は、年金で最低限の生活をしてほしい、そのために制度を見直すということなんです。ですから、データ、エビデンスなしにやるということであれば、それも一つの手法とは思いますが。

でも、年金生活者は、一番気にしているのは手取りベース。年金が下がっているというのは、年金の額は下がっていないかもしれない、でも介護保険料が上がって、下がっている、そういうところがあるんです。それをどういうふうに救っていくのかというのは、総合合算方式かもしれない、ほかに何かあるかもしれない、ベーシック

インカムかもしれない。その政策は、また別の議論になると思います。次の段階の議論になると思います。

次の質問に移ります。

今、ねんきん定期便やねんきんネットがあつて、これは一つの進歩だと思います。自分がどれだけ払ってきたのか、そして、この調子で払っていけば幾ら六十五歳からもらえるのか、これがわかるようになっていく、これは一つの進歩だと思います。

しかし、厚生労働委員会、最初のときの議論でも答弁してもらいましたけれども、そこにマクロ経済スライドは加味されていないということなんです。このマクロ経済スライドは非常に大きなインパクトを持ちます。基礎年金部分については三割減価する、そして、二階建ての厚生年金部分、所得比例の部分についても一割弱は減るだろう、それも今の経済見通しにおいてですよ、今の比較的いい前提を置いてそういう状況になっている。

でも、ねんきんネットなりねんきん定期便でもらって、自分がこれだけもらうというふうになっているのが、実際マクロ経済スライドが発動されたら、大きく見通しが狂うわけですね。人生設計が狂うわけです。ずっと地元を歩いていると、昔はもともと年金もらえると思つて、貯金もそれほどせずに、あるいは貯金をどんどん取り崩し、あるいは大きな家を建ててしまつて、でも、意外と年金が少ない、それがどんどん減ってくる、固定資産税がかさむ、でも売れない、こういう方がふえている。人生設計が狂っているんです。

そういう悲惨な方をふやさないためにも、もつと現実を見てもらう。このねんきんネットなりねんきん定期便で、マクロ経済スライドを加味した給付の見通しを示すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

現在のマクロ経済スライドの仕組みですけれども、平均余命の伸長ですとか被保険者数の減少といった人口構造の変化、これに、賃金、物価がプラスの場合に限り、その伸びの抑制を図る形で年金額に反映させるわけでございます。

ねんきんネットやねんきん定期便におきましては、こういう経済の実態に応じて変動する条件に一義的な仮定を設定して、それによって個々人の将来の年金額試算をお示しするというのは大変難しい。経済の前提はいろいろ変わりますから、どの前提で計算式をねんきん定期便に反映させるかというのは、これは非常に、一義的に大変難しいと考えてございまして、現在、マクロ経済スライドは反映しない、したがって物価の変動等も反映しない現在額としての年金額でお示しをさせていただきますいております。

いずれにいたしましても、将来、マクロ経済スライドが適用されていく中でどのような年金制度の姿になっていくか、これにつきましても、さまざまな経済前提を用いた財政検証でお示しをいたしまして、将来見通しなどを国民の皆様にはわかりやすく周知していくことが大切であると思っております。

現在の年金制度、保険料の納付や免除の手続も

含めまして周知も必要と考えておりまして、今後ともわかりやすい周知に努めてまいりたいと思っております。

○白石委員 最後になります。

ねんきんネットは、前提条件をいろいろ変えて、自分で打ってみることができるようになっていくわけですね。ということであれば、現在の貨幣価値で、マクロ経済スライドが発動される条件かどうかというのとは別として、三割減の金額、あるいは、二階建ての部分については、七年ぐらいマクロ経済が発動されたその姿を現在貨幣価値で示すべきだと思います。その前提条件であるとか、実際のマクロ経済スライドとはこうですよというのはリンクして、別途詳しく見れるようにすればいいと思うんですね。そのことを提案しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。